

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 7 8 号)

平成 1 7 年 5 月 1 3 日

横情審答申第 3 7 8 号

平成 17 年 5 月 13 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第 1 項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年 6 月28日環産第414号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「苦情処理：受付番号 H15-102 事業者○○○○医院に対し横浜市環境保全局職員が行政指導した(1) 感染性医療廃棄物処理を委託している業者名のメモ、文書、(2) 当院の感染性廃棄物の運搬容器の構造のメモ、文書、(3) 当院の 102 号室患者治療室から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導したメモ、報告文書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「苦情処理：受付番号 H15-102 事業者○○○○医院に対し横浜市環境保全局職員が行政指導した(1) 感染性医療廃棄物処理を委託している業者名のメモ、文書、(2) 当院の感染性廃棄物の運搬容器の構造のメモ、文書、(3) 当院の102号室患者治療室から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導したメモ、報告文書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「苦情処理：受付番号H15-102 事業者○○○○医院に対し横浜市環境保全局職員が行政指導した(1) 感染性医療廃棄物処理を委託している業者名のメモ、文書、(2) 当院の感染性廃棄物の運搬容器の構造のメモ、文書、(3) 当院の102号室患者治療室から排出した感染性医療廃棄物の分別、保管、収集、運搬・処分等に関し職員が行政指導したメモ、報告文書」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成16年4月8日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するとして一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件申立文書のうち苦情対象者の担当者欄は、立入検査に立ち会った苦情対象者の従業員等の個人名を記録するものであり、個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 本件立入検査により、苦情対象者においては、立入検査時において感染性産業廃棄物を容器に分別していたこと、及び当該廃棄物を許可業者に委託契約し管理

票を用いて排出していたことが判明している。さらに、苦情対象者の担当者から、事業場外に残置された血液付着ガーゼ等については、苦情対象者関係者による廃棄物と断定できないが注意する旨の申告を得ていることから、苦情対象者の担当者から誠意ある申告を得たものと判断した。このほか、苦情対象者において、保管掲示板設置の改善が図られたという結果、苦情対象者の担当者における苦情対象者内部の改善が図られている。

以上から、苦情対象者が排出する感染性産業廃棄物は周囲への感染をもたらす可能性は低いと思慮される。

よって、本件申立文書のうち本号により非開示とした部分は、感染性産業廃棄物からの周囲への感染による危害の発生を未然に防止するために有用な情報とは認められないため、人の生命及び健康等について保護するための開示の必要性は認められず、本号ただし書イには該当しない。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 本件申立文書のうち、申告者（法人等）の所在地、名称、電話番号、法人等代表者名及びその他申告者が判断される情報を開示することは、産業廃棄物の適正処理を求める申告者（市民等）に関する情報を開示することになり当該法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、本号に照らし開示・非開示の判断をするものであって、請求者が何人であっても同じ判断となる。

イ 本件申立文書のうち、苦情対象者との取引関係のある事業者名については、法人の取引先に係る情報である。本件苦情対象者の委託先の取引事業者名を開示することは、結果的に、当該取引事業者がその事業活動の過程で自ら開拓して得た取引先の情報を開示することになり、他の業者との間で競争上不利な立場になるなど事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

一方、苦情対象者との取引関係のある事業者名を開示することにより、苦情対象者は取引事業者から取引停止を申し込まれるおそれがある。これにより、苦情対象者においても自らが開拓した取引先を失うおそれがあり、かつ、廃棄物の排出の取引先を失うことにより苦情対象者の同業他社との間で競争上不利な立場になるなど事業活動が損なわれるおそれがある。以上からも、本号に該当し非開示とした。

加えて、廃棄物の適正処理事業の進展にあたり、苦情通報を受理し立入検査を実施する本市としては、苦情対象者に対する通報の度に苦情対象者の取引業者名

を開示することは、苦情対象者が適正に廃棄物を処理するための取引業者を喪失する事態を招き、廃棄物の適正処理が損なわれる恐れがある。廃棄物を外部に適正処理委託することができなくなる排出事業者（苦情対象者）は、このことにより事業活動が損なわれるおそれがある。以上からも、本号に該当し非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

本件立入調査により、苦情対象者が感染性産業廃棄物を容器に分別し更に他の廃棄物についても分別し、苦情対象者及びこれと取引関係のある事業者は相互に法に基づく委託契約を締結し、加えて、管理票の運用を実施し、廃棄物の適正処理に努めていることの結果が得られている。

以上から、苦情対象者と取引関係のある事業者により、感染性産業廃棄物からの周囲への感染をもたらす可能性は低いと思慮される。

よって、本件申立文書のうち、本号アにより非開示とした部分は、感染性産業廃棄物からの周囲への感染による危害の発生を未然に防止するために有用な情報とは認められないため、人の生命及び健康等について保護するための開示の必要性は認められず、本号ただし書には該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 本件申立文書のうち、苦情対象者の担当者欄は、立入検査に立ち会った苦情対象者の従業員等の個人名を記録するものであり、これを開示することにより、苦情対象者の従業員からの正確な事実の把握を困難にするおそれがあるものと考えられるため、本号に該当する。

イ 本件申立文書のうち、申告者（法人等）の所在地、名称、電話番号、法人等代表者名及びその他申告者が判断される情報については、これを開示することにより、申告者からの本市への通報が妨げられることが想定され、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも考えられるため、本号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 本件は、当マンション1階店舗を賃借し、医院を営む事業者が、1日約250余名の患者の医療行為から生じた血液付着の注射針、注射筒、針付点滴パック、ガーゼ、脱

脂綿、包帯、石膏、ゴム手袋等感染性医療廃棄物を家庭用のビニール袋、一般産業用廃棄物袋に混合し、擬装して当マンション住宅専用ゴミ集積所に、平成9年6月の開業当時から平成13年4月までの長期にわたり、毎回隠ぺい不法投棄し、更に鎌倉街道に面した舗道上に一般産廃物の如く擬装し、医療廃棄物を放置しているのを現認し、かかる違法行為に当マンション住民及び清掃員、周辺住民、一般通行人から医療廃棄物から生じる感染性事故発生により人の生命、身体、健康に危険性のおそれありと危惧し、本件事犯を横浜市環境事業局に通報し、現場写真をもって行政指導方依頼した。

しかし、その結果は、本件担当者が事実と違う虚偽報告と矛盾があった。本件担当者の説明報告が信憑性に欠け、住民側が本件で最も危惧している肝心な要点を曖昧にし、闇に業者側を庇いだてし、回答を拒否するなど極めて公正を欠き不審である。

本件行政指導後の効果は全く見受けられず、依然として違法投棄が敢行され、住民不安は解消されていない。

よって、実施機関の保有する、本件に係る行政文書の情報公開請求をした。

- (3) 本件請求の結果は、条例第7条第2項の規定を適用する理由で、実施機関は開示を拒否した。
- (4) しかし、条例上保護すべき個人及び事業者に関する情報の開示が利益保護のためであっても本件事犯の如くそれによって生ずる人の生命、身体、健康の危険性と住民の生命、財産の保護と危害の発生を未然に防止する横浜市の責任と比較衡量し、明らかに開示しなければならない。
- (5) 申立てのポイントは、次の4点である。本件行政指導した結果内容が事実と相違している。住民側が求めた案件3項目は、本件事犯に係る必要最小限度の情報である。本件請求に係る行政文書が作成・取得・保有していない理由は不自然であり信頼できない。情報の隠ぺい行為である。本件職務上に関するメモ・備忘録等は行政文書に当たり開示されるとの指示であった。

本件処分は、結果的には住民に情報は知らしむべからずの秘密主義であり、条例の目的と趣旨に反し、住民側としては承服できない意見である。

- (6) 我々はどうしても不法投棄した年月日と特殊産業廃棄物の契約業者名を知る必要があった。契約業者名を教えてもらえないのならば、せめて、契約年月日だけでも教えて欲しいと実施機関の担当者に詰め寄ったところ、担当者はその場で契約業者に電話を掛け、契約の年月日を確認し、我々はその情報の提供を受けた。その結果は、平成14年12月1日であり、平成13年の事件発覚後も不法投棄が続いていた

ことが判明した。

- (7) 非開示とされた情報については、我々の調査の結果判明したので、目的は達成した。我々が求めていることは、違法投棄の裏付けのために教えて欲しかったのに、何もしてくれなかった実施機関はいったい何のための組織なのかと言いたい。

5 審査会の判断

(1) 立入検査について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

法第19条第1項では、都道府県知事又は市町村長は、その職員に、事業者の土地、建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は廃棄物を無償で収去させることができると規定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、産業廃棄物についての苦情処理業務に係る文書であり、受付年月日、苦情対象者、申告者、苦情内容、指導経過（指導年月日及び内容）、指導結果等が記録されている。

本件申立文書に係る事案では、法に基づく立入検査を実施しており、指導経過欄には、立入検査の状況についても記録されている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書1ページから4ページまでの苦情対象者の担当者欄に記録された個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号に該当し、また、当該情報は、本号ただし書イには該当しないと主張している。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、苦情対象者の担当者欄に記録された個人の氏名は、立入検査の際に立会い、実施機関からのヒアリング等に対応した担当者個人の氏名であることから本号に該当し、本号ただし書イには該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第6号アでは、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ・・・ア 監査、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」のあるものについては開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書1ページから4ページまでの申告者欄に記録されている申告者（法人等）の所在地、名称、電話番号及び法人等代表者名並びに本件申立文書1ページの指導経過内容欄に記録されている申告者が判断される情報については、これを開示することにより、申告者からの本市への通報が妨げられることが想定され、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと考えられるため非開示としたと主張している。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、申告者欄には、苦情内容について申告した者の住所、氏名、電話番号及び担当者が記録されており、また、指導経過内容欄には、申告者が識別され得る情報が記録されており、これを開示すると、市民等から寄せられるこの種の苦情・通報が減少し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、本号アに該当する。

エ また、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち、当審査会が条例第7条第2項第2号に該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書1ページから4ページまでの苦情内容欄及び本件申立文書1ページから3ページまでの指導経過の内容欄に記録されている苦情対象者との取引関係のある事業者名については、これを開示することにより、当該取引事業者の事業活動が損なわれるおそれ及び取引先を失うことにより苦情対象者の事業

活動が損なわれるおそれがあると主張している。

ウ 当審査会は、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報について検討するため、平成17年3月25日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、苦情対象者と取引関係にある事業者名については、法人の取引先に係る情報であり、これを開示することは結果的に、当該取引事業者がその事業活動の過程で自ら開拓し得た取引先の情報を開示することにつながり、他の業者との間で競争上不利益な立場になると考えるため、非開示としたとの説明があった。

エ 上記の実施機関の事情聴取を踏まえ、当審査会では、次のとおり判断した。

(ア) 本件苦情対象者にとっては、その委託先である当該取引事業者名に関する情報は、その主たる事業活動の機密に属する事項を明らかにするものではなく、事業活動の結果生じた産業廃棄物の運搬又は処理処分の委託先がどこであるかを特定する情報であると考えられる。

したがって、その限りにおいては、当該処理処分等に関わった委託先の当該取引事業者名を開示しても、そのことによって本件苦情対象者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

しかし、委託先である当該取引事業者にとっては、本件苦情対象者の産業廃棄物の処理処分等を受託している事実自体が、その主たる事業活動の内容に関する情報であると考えるのが相当である。

さらに、本件苦情対象者以外にも多数の産業廃棄物排出事業者が、それぞれの意思で任意に産業廃棄物の処理処分等を外部の業者に委託しているであろうことを併せて考慮すると、その委託先の当該取引事業者を開示することは、結果的に、当該取引事業者がその事業活動の過程で自ら開拓し、取引している産業廃棄物排出事業者名等に関する情報を開示することとなり、そのことによって、他の業者との間で競争上不利な立場になるなど事業活動を損なう可能性があることは否定できない。

したがって、本件苦情対象者の委託先である当該取引事業者名は本号アに該当する。

(イ) 本号ただし書で規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、一般的に、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有

用な情報を指すと考えられる。

本件の場合、立入調査の実施内容等については、当該取引事業者名以外は開示されており、感染性廃棄物の運搬容器の構造ほか分別、保管等に係る情報が明らかとなっている。

したがって、当該運搬・処理処分に関わった取引事業者名は、本号ただし書に規定する公にすることが必要であると認められる情報に該当するとはいえないことから、本号ただし書には該当しない。

オ なお、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち、当審査会が条例第7条第2項第6号アに該当するため開示しないことができると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 16 年 6 月 28 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 16 年 7 月 2 日 (第 286 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 16 年 7 月 20 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 16 年 7 月 30 日 (第 41 回第一部会) 平成 16 年 7 月 30 日 (第 41 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・ 審議
平成 17 年 2 月 25 日 (第 57 回第二部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 3 月 25 日 (第 59 回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 17 年 4 月 8 日 (第 60 回第二部会)	・ 審議